

介護付有料老人ホームやすらぎの里 利用料金表

(円)

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要支援1	自立
月額 利用料	家賃	①北向き居室(22室) 66,000円 ・ ②南向き居室(28室) 69,000円							
	共益費	17,850							
	食費	57,000							
	水道光熱費	30,300							
	生活サービス費	36,600							
計(円)		① 207,750 ② 210,750							
割引		-30,000					-20,000	-10,000	0
合計(円)		① 177,750					① 187,750	① 197,750	① 207,750
		② 180,750					② 190,750	② 200,750	② 210,750
敷金 69,000円(入居時に家賃 1ヶ月分をお支払いいただきます。)									

特定施設入居者生活介護に係る利用者負担額(1割負担の場合)。 ※注1 (単位)

1位) ※1単位...10.14円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援2	要支援1	自立
国が定める特定施設入居者生活介護費	1日	542	609	679	744	813	313	183	-
	1ヶ月(30日)	16,260	18,270	20,370	22,320	24,390	9,390	5,490	-
加算(1ヶ月30日) ※看取り介護加算は該当する日付のみ適用		協力医療機関連携加算: 月100単位、夜間看護体制加算(Ⅱ): 月270単位(要支援は算定なし)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ): 月180単位、生活機能向上連携加算(Ⅰ): 月100単位、科学的介護推進体制加算: 月40単位、個別機能訓練加算(Ⅰ): 月360単位、個別機能訓練加算(Ⅱ): 月20単位 ※看取り介護加算: 死亡日以前31～45日72単位/日 4～30日144単位/日 死亡日前日及び前々日680単位/日 死亡日1,280単位/日							-
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※所定単位数に5.3%を乗じた単位数で算定	2,667		2,974	3,296	3,594	3,911	1,574	978	-
	※看取り介護加算が適用となった月の介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)は、看取り介護加算が加わった単位数に15.3%を乗じた金額となります。								-
※地域区分		※東広島市は地域区分として、1.4%を乗じた金額となります。							

(円)

入居者生活介護費(加算を含む) (30日)	20,378	22,727	25,183	27,463	29,883	12,030	7,471	-
月額利用料+入居者生活介護費	① 198,128	① 200,477	① 202,933	① 205,213	① 207,633	① 199,780	① 205,221	① 207,750
	② 201,128	② 203,477	② 205,933	② 208,213	② 210,633	② 202,780	② 208,221	② 210,750

- 要支援1～要介護5の方までご入居できます。自立の方は要相談となります。
 - 月額利用料等は、人件費、物価及び公共料金の変動等を勘案し改定することがあります。
 - 共益費とは、事務管理部門の人件費・事務費、共用施設等の維持管理費です。
 - 水道光熱費とは、入居者等が居室で使用する水道、一般家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、暖房器具など)の電気の使用料及びガス及びこれらに類する公共料金とします。(但し、一般家電製品以外の特殊な機器をご利用の際は、電気代が実費必要となります。)
 - 生活サービス費とは、人員配置が介護保険の基準(要介護者人に対し、週40時間換算で1名)を超え、手厚い介護サービスをする費用即ち、要介護者人に対し、週40時間換算で2名以上の職員を配置するための費用及びサービス付き高齢者向け住宅における状況把握及び生活相談サービス、余暇活動サービスに要する費用に充当します。
 - 要介護度の状態に応じた介護保険サービスにより、生活サービスの一部が補完されることから、介護計画の内容に基づいて、生活サービス費から最大2,000円の割引を行います。
 - 医療費(往診、受診、薬代)おむつ代、寝具リース(1,500円+税)、嗜好品等の生活にかかる費用は実費となります。
 - 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算し30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として1日につき30単位を加算する事となります。
 - 65歳未満で認知症によって要介護者となった方が入居した場合は、若年性認知症入居者受入加算として日につき120単位を加算する事となります。(尚、65歳の誕生日を迎えられた日以降は加算の対象から外れます)
 - 入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染者に対して適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合1月に1回、連続する5日を限度とし、新興感染症等施設療養費として、1日240単位を加算することとなります。
- ※注1) 特定施設入居者生活介護に係る利用者負担額は、1割負担の場合を表示しています。国が定める介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。尚、契約期間中に報酬単価が改定された場合には、改定後の金額を適用します。